

国の発生届出対象の限定（緊急避難措置）への対応



令和4年8月30日
兵 庫 県

発生届出対象の限定（緊急避難措置）に係る国の方針

- 国は、**都道府県から厚生労働大臣に届出があった場合**には、**感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表することを前提**に、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症の**届出対象を限定**

都道府県知事

以下のいずれにも該当する場合、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることが可能

- ① 届出に関する事務を医師及び自治体が処理することとした場合に、患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認められる場合
- ② 当該都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する場合

厚生労働大臣

都道府県知事から届出を受けた時は、当該都道府県名を告示（公表）

厚生労働大臣が告示した都道府県では、当分の間、感染症法第12条に基づく発生届の対象を限定（県独自の対象要件変更は不可）

【発生届出対象者】

- ① 65歳以上
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクが有りコロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

発生届の重点化

- 区域内全ての保健所設置市長の意見を踏まえ、県全域での実施が前提
- 厚生労働大臣に届け出た都道府県から、順次実施可能（一部県で先行実施を予定）
- ※ 国は、全国一律での発生届出対象を限定する新たな仕組みを検討中（9月中旬以降～）

国の発生届出対象の限定（緊急避難措置）における課題

厚労省 事務連絡等

①届出対象外者の感染者数の把握

- 日ごとの患者総数及び年代別の総数は、引き続き医療機関からの報告（HER-SYS(※)を活用できない） ※ 国が感染者情報を把握するためのシステム
- 9月中旬以降に全国一律にHER-SYSを改修し対応予定
改修後にHER-SYSで把握

②届出対象外者の感染症法の位置づけ

- 入院(宿泊)措置、移送について、法に基づく届出なしで適用が可能
- 外出自粛、医療費の公費負担等は継続
- 各都道府県にフォローアップセンターの設置を要請
(センターへの登録情報のみで入院、移送などの調整を想定)
- 感染症法上の公費負担ができるよう、患者を特定する確認方法として、フォローアップセンターへの登録を活用

③届出対象外者の療養証明書なし

- 療養証明書の発行は想定なし
- 緊急避難措置においては、保健所等行政機関における「療養証明」の発行は想定なし（今後の療養証明の取扱いを検討中）
- 民間保険給付の取扱いは、国が関係省庁と協議中

直ちに実施する場合の課題

- 国のHER-SYS改修までの間、自治体独自の方法(FAXやメール等)で情報収集することが必要

→ **合理的な情報収集方法の構築が必要**

- 感染者の詳細な情報がない中で、迅速な入院勧告、移送などの調整が困難になる恐れ

- フォローアップセンターの登録情報について、患者を特定するためには、医療機関等への確認作業が必要か未定

→ **医療機関等に新たな負担が発生する可能性**

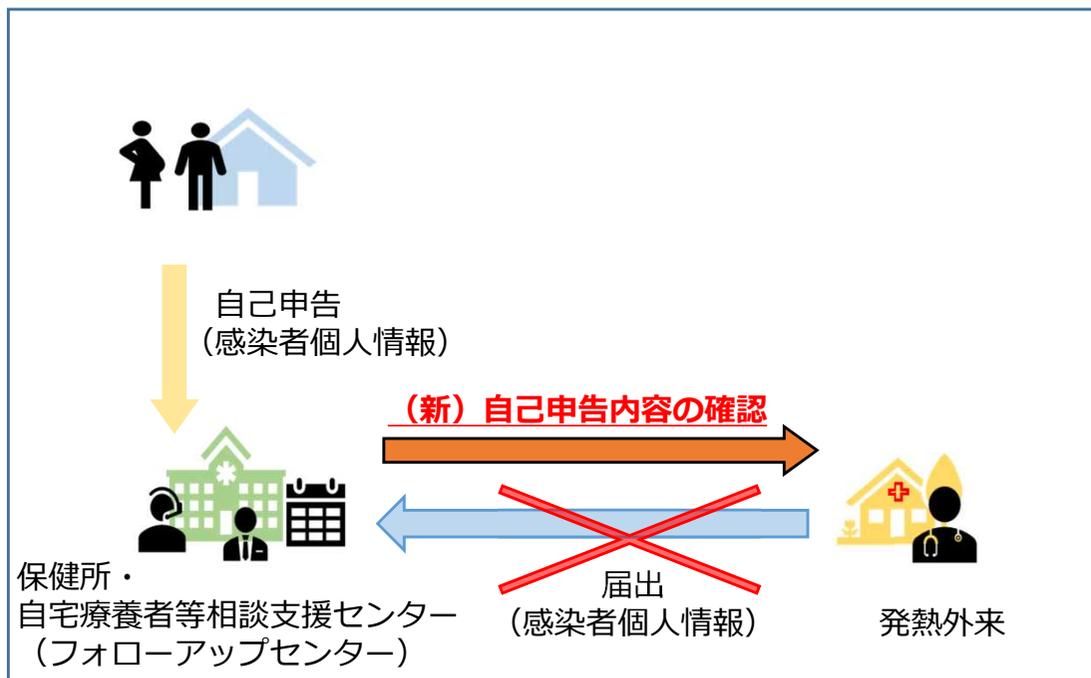
- 保健所において療養証明が発行できないことから、医療機関の診断書等（有料）により対応することが必要

- 民間給付について、届出対象外者が受けられない可能性

→ **本県の自主療養者、見直しを実施しない府県との均衡が図れない。**

届出対象外者への個別対応の課題（感染症法上の患者としての取扱いが必要）

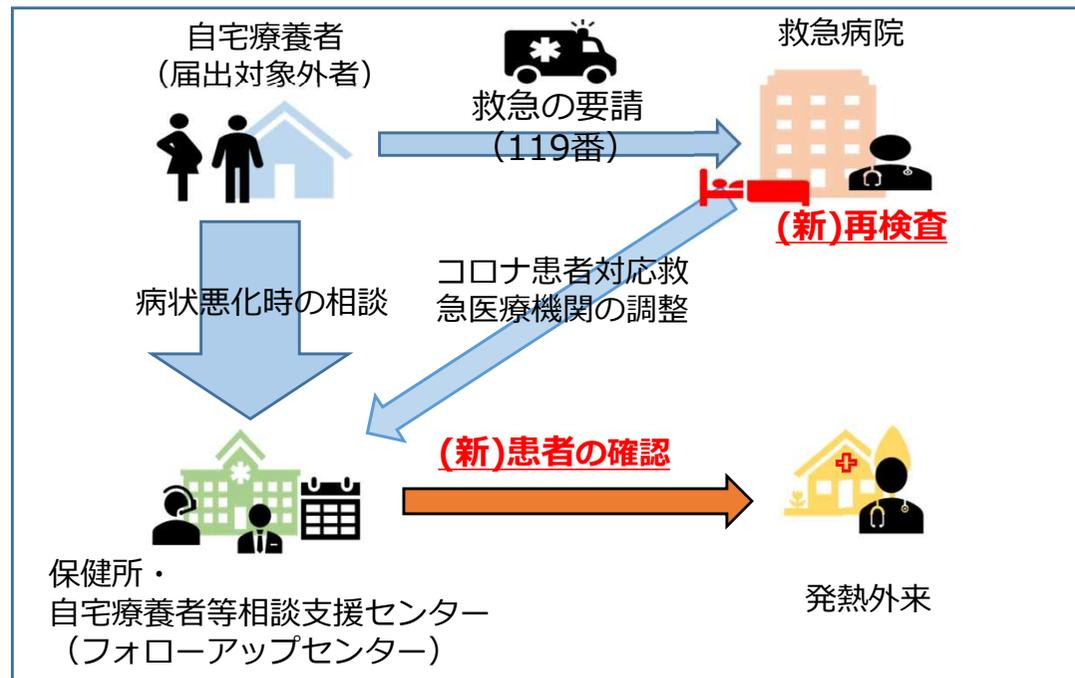
感染症法上の患者としての確認方法（例）



感染症法上の患者としての確認の課題

- 感染症法上の患者としての確認
感染症法上は医師が診断した者が患者となるため、患者等からの個人情報等の自己申告をもとに、医療機関に自己申告内容の確認などの新たな負担が発生する可能性

病状が悪化した場合の対応（例）



症状が悪化した場合の対応にかかる課題

- 病状により入院調整する場合
医師が診断した患者（感染症法上の患者）であることを診断医療機関に確認する必要があり、保健所・自宅療養者等相談支援センター等及び医療機関の双方で新たな負担が発生する可能性
- 病状悪化のため救急搬送の要請があった場合
迅速にコロナ対応救急機関への搬送が必要であるが搬送先救急病院での再度の検査実施など、新たな負担が発生する可能性

当面の県の対応方針（案）①

- 今回の発生届出対象の限定（緊急避難措置）にあたり、
 - ①公費負担によるフォローアップを行う際の本人確認の方法が明確にされていないこと
 - ②民間保険給付の際に必要な「療養証明」発行にかかる対応策が示されていないことから、**届出の見直しについては、今回受付（8月29日）での国への申請を見送ったところ**
- その上で、**国に対しては**、早期の見直し実施に向けて、**特に、以下の2点を要望**

①届出対象外となる感染者の本人確認

感染症法に基づく、医療費公費負担などの措置を実施するためには、患者本人を特定する必要があるが、医療機関に負担をかけず、本人からのフォローアップセンター登録のみの感染者確認で、公費負担することへの整理が必要
→ 公費負担が可能となる**具体的な本人確認方法**や**公費負担のあり方も含めた国の方針**を示すよう要望

②届出対象外となる感染者の療養証明の交付

行政が発行する「療養証明」について、届出対象者は無料で取得できるが、届出対象外の者が保険給付を受ける場合、「療養証明」に変わり、有料での診断書等の取得が必要となる。
陽性者については、一律で外出制限等が課されている中で、保険サービス加入者間で不公平が生じることとなることから、「療養証明」交付の考え方等の整理が必要
→ **全国一律の「療養証明」の交付の考え方**や**保険給付のあり方**を早急に示すよう要望

当面の県の対応方針（案）②

- 一方で、早急に医療機関・保健所の負担軽減も考慮する必要があり、今回まずは、**国が示した発生届対象外となる者(低リスク者)については、現行制度の枠内で、届出項目を大幅に限定すること**で対応**(9/5(月)～)**
- 今後、早期の実施に向けて、様々な課題に対する国の対応方針を踏まえつつ、**円滑に移行できるよう、フォローアップ体制の構築や自主療養制度のあり方等について早急に検討**

発生届の 項目を削減

発生届出対象外者について、最低限の情報を把握し病状悪化時の対応を円滑にするとともに、医療機関や保健所の混乱を最小限にし、かつ業務の負担軽減を考慮し、地域の実情に応じ**届出項目を大幅に限定**

現 状

右記項目①～⑦に加えて、
⑧ 診断日、 ⑨ 検体採取日
⑩ 発症日、 ⑪ ワクチン接種回数、
⑫ 最終接種日、
⑬ 重症化リスク因子、 ⑭ 重症度、
⑮ 症状、 ⑯ 療養区分、 ⑰ 職業
⑱ 検査種別、 ⑲ 治療情報、
⑳ 緊急度、 ㉑ 患者サポート 等

項 目 限 定

見直し後

届出項目を大幅に限定可

- ① 報告年月日
- ② 患者類型（確定,無症状,疑似患者等）
- ③ 氏名 (ふりがなでも可)
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 当該者所在地(市区町まで)
- ⑦ 携帯電話番号

発生届入力項目の削減イメージ

新型コロナウイルス感染症 発生届(エクセル入力用)

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

① 報告年月日 (西暦)		報告年月日	
医療機関情報			
② 診断(検査)した者(死体)の類型(*) 1.患者(確定例) 2.無症状病原体保有者 3.疑似症患者(※3) 4.感染症死亡者の死体 5.感染症死亡疑い者の死体		患者類型	
③ 氏名(ふりがなも入力可)		④ 性別(*) 1.男 2.女 3.その他	
⑤ 生年月日(西暦)		0歳0カ月	
⑥ 当該者所在地(市区町まで)			
⑦ 携帯番号		携帯番号	
⑧ 診断日等は、必須項目のため ハッシュ改修までは、 報告年月日入力		⑨ 症状	
⑩ 重症化リスク		⑪ 療養区分	

低リスクの方への対応

重症化リスクのある方への対応を行う医療機関や保健所の業務負担軽減も考慮し、**重症化リスクが低い方については、症状悪化時の対応や配食支援、療養証明等医療機関に確認せず、患者フォローできるように最低限の入力項目(7項目)に限定し、届出**

重症化リスクの高い方への対応

兵庫県では、簡素化された発生届に加え、医師会の協力の元、**重症化リスクが高い方が直ちに療養調整が行えるよう、症状、療養区分、治療実施状況、緊急度、患者サポート等の追加情報を届出**

追加情報

下記の項目は、感染症法第15条に基づく調査として情報提供を求め、患者の療養調整等に用いるものです。可能な限り、ご記入願います。

当該者職業	*特に高齢者・障がい者(児)施設等に 従事している場合は、施設名				
当該者住所 (所在地と異なる場合記載)					
当該者電話番号(※5の記載と異なる場合 や電話不通時の連絡先がある場合記載)					
診断の根拠となった検査種別 (該当欄に1を入力)	核酸増幅法 (PCR等)	抗原定性 検査	抗原定量 検査	分離同定	未実施 (同居家族等)
重症化予防のための治療実施状況 (該当欄に1を入力)	実施・実施予定()	経口薬	中和抗体薬	検討中	なし
緊急度 (該当欄に1を入力)	極めて高い	高い	嚴重観察・適 時措置要	経過観察	
届出後の患者サポート (該当欄に1を入力)	適時電話相談	処方対応	往診	個別判断	

療養区分